

分野別計画 第4章

産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり

施策 4－1 農業の振興

施策 4－2 林業の振興

施策 4－3 水産業の振興

施策 4－4 工業の振興

施策 4－5 商業・サービス産業の振興

施策 4－6 観光の振興

施策 4－7 労働環境の向上

施策

4-1 農業の振興

現状と課題

農業は、食料生産だけでなく、環境保全などの多面的機能を有していますが、我が国の農業は、都市化の進展や輸入農産物の増加による価格の下落などにより、耕地面積の減少や耕作放棄地の増加、農家戸数、農業従事者の減少傾向に歯止めがかからない状況となっています。一方で、食品の偽装表示問題、外国産農産物や食料加工品の残留農薬問題等によって、食の安全・安心に対する関心が高まっており、安全・安心な農産物の安定供給が求められています。

本市においても、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加などが大きな問題となっています。これに対応するため、担い手農家や後継者の育成、新規就農者の支援を行うとともに、農作業の受委託や集落営農の推進が必要となっています。また、平成17年において経営耕地面積規模が0.5ha未満の農家戸数は全体の66%を占めており、農地の利用集積により農地の面的集積を促進し、効率的な生産システムの確立による農業経営の安定を図っていく必要があります。さらに、農業の振興及び安全・安心な食材を求める消費者の期待に応えるため、地元農産物を利用した特産品の開発や地産地消を推進するとともに、安定的な流通ルートを確保する必要があります。

生産基盤の整備については、農道や農業用排水路、ため池などの施設の改良整備を進めるとともに、ほ場の整備を推進し、労働時間の短縮及び農作業の効率化による生産性の向上を図る必要があります。

施策の基本方針

担い手農家や後継者の育成及び新規就農者の支援に努めます。また、農地の利用集積や農業生産基盤の整備を行うとともに、生産技術や経営技術の改善により農業経営の強化を図ります。さらに、地元農産物の生産、販売の拡大に努め、生産者と消費者の交流などによる地産地消を推進します。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状(平成22年)	目標(平成32年)
「地域の特性を活かした農産物が生産され、身近な場所で購入することができる」と思う市民の割合	56%	80%

目標指標

目標指標	現状(平成21年度)	中間(平成27年度)	目標(平成32年度)
農地利用集積割合(※認定農業者・特定農業法人等管理水田面積割合)	24%	35%	50%
特定農業法人数(延べ数)	2団体	3団体	5団体

※担い手農家 特定農業団体(集落営農組織)や認定農業者を含んだ農業従事者のこと。

※集落営農 集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同で行う営農活動。

※ほ場の整備 農作業の効率化を促進するために実施する農地の区画整理。

※認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、一定の基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

※特定農業法人 担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の過半を集積する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た法人であって、地権者から農地を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する農業生産法人。

●施策の展開

①農業経営基盤の強化

②担い手の育成

③地産地消の推進

④農業生産基盤の整備

【施策の展開】

①農業経営基盤の強化

農地の利用集積の推進により、効率的な農地の利用を図るとともに、経営規模を拡大し、農業経営の安定を図ります。

また、生産条件の不利な中山間地域[※]の農地を保全し、洪水の防止などの多面的機能を維持するため、農業生産活動の支援を行います。

イノシシなどの有害鳥獣による、農作物等への被害を防止するため、関係機関と連携し被害防止対策を推進します。

＜主な取組＞◆農地利用集積の推進 ◆耕作放棄地対策の推進 ◆中山間地域の農地保全 ◆有害鳥獣対策の推進

②担い手の育成

後継者の育成を図るため、認定農業者の確保、育成を行うとともに、集落営農の組織化・法人化を支援します。また、新規就農者への経済的支援を行うとともに、山口県立農業大学校と連携した技術的支援に努めます。

関係機関の経営基盤の充実、事業活動の活性化を促進し、農作業の受委託の要望や耕作放棄地の増加への対応など農業を巡る諸情勢の変化に対応できる農業者を育成します。

＜主な取組＞◆認定農業者の確保、育成 ◆集落営農の組織化・法人化 ◆新規就農者への支援

③地産地消の推進

新しい生産技術や営農技術の導入により、新鮮で安全・安心な農産物の安定的な供給体制を確保し、生産者と消費者の交流を支援することなどによって地産地消を推進します。

また、学校給食への地元食材の提供に努めます。

＜主な取組＞◆青果市場の効率的な運営 ◆地元農産物の消費拡大の推進 ◆生産者と消費者の交流支援
◆学校給食への地元食材の提供

④農業生産基盤の整備

農地の高度利用と生産性の向上を図るため、ほ場、農業用排水路、ため池、農道などの生産基盤の整備を推進するとともに、その適正な管理を行います。

また、農村における生活環境の向上に努めるとともに、自然とふれあえる場所として、農村公園等の活用を促進します。

＜主な取組＞◆生産基盤の整備、充実 ◆生活環境の整備、充実

関連計画

- ・防府農業振興地域整備計画（期間なし）〔農業農村課〕
- ・防府市鳥獣被害防止計画（H21年度～H23年度）〔林務水産課〕

※中山間地域 平野の周辺部から山間にいたる、まとまった耕地の少ない地域。

施策

4-2 林業の振興

現状と課題

本市の森林面積は、平成21年度末において9,790haであり、市域面積全体の約52%を占めています。森林は、木材の生産という経済的機能のほか治山や治水、水源のかん養、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化防止など多面的な機能を有しており、これらの多面的機能を維持していくことが重要です。また、平成21年7月の豪雨によって発生した多くの山地災害を教訓として、災害に強い森林づくりを推進することが求められています。

しかしながら、後継者不足、林業従事者の高齢化に加え木材価格の低迷等による経営意欲の低下などにより林業活動が停滞しています。さらに、林業の生産基盤施設である林道整備の遅れにより、作業地までの移動に多大な時間を要し、伐採期に達しているものの道路がないため、搬出することができない人工造林地も多く存在します。森林整備の担い手として森林組合等を活用し、後継者としての人材を育成するとともに、私有林、公有林を集約化し、造林、保育を促進するなど、持続可能な林業経営体制の確立を推進していく必要があります。また、造林、保育などの林業振興や森林保全のため、今後も林道を継続的に整備し、維持管理していく必要があります。

こうした中、木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的として、平成22年に、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されました。今後、公共建築物等の建築において木材の利用を積極的に進めていく必要があります。

施策の基本方針

森林整備や森林機能の維持管理を図るため、森林施業の集約化を推進します。また、森林施業に必要な林道網の整備及び維持管理に努めます。さらに、関係機関との連携強化を図り、林業後継者の育成を進めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状(平成22年)	目標(平成32年)
「森林資源の保護育成や有効活用が行われている」と思う市民の割合	15%	35%

目標指標

目標指標	現状(平成21年度)	中間(平成27年度)	目標(平成32年度)
民有林造林面積(延べ面積)	4ha	7ha	10ha
小規模作業林道整備延長(延べ延長)	4,100m	4,700m	5,200m

※人工造林 苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること。

※保育 植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、枝打ち等の作業の総称。

※森林施業 森林を育成するための造林、保育、伐採等を実施すること。

●施策の展開

①林業経営支援の充実

②林業生産基盤の整備

【施策の展開】

①林業経営支援の充実

森林整備や森林機能の維持管理を図るため、林業団体を育成するとともに、森林施業の団地化・共同化による造林、保育を促進します。

＜主な取組＞◆林業団体及び後継者の育成 ◆森林資源の保護育成 ◆造林、保育の促進

②林業生産基盤の整備

森林作業を軽減し、森林の保全を図るため、林道整備を継続して実施するとともに、その維持管理を行います。

＜主な取組＞◆林道の整備、充実

関連計画

・防府市森林整備計画（H22年度～H31年度）〔林務水産課〕

施 策

4-3 水産業の振興

現状と課題

本市では、温暖な気候風土に恵まれた環境の中で、古くから漁業が盛んに営まれています。現在、7漁港を基地として主に小型底曳網、建網、一本釣、のり養殖などの沿岸漁業が行われており、はも、えび、いわし、いか、たこ、かれい類と魚種に恵まれています。

しかし、漁業就業者の著しい高齢化と深刻な後継者不足から漁業労働力が低下しており、さらに漁獲量の減少に加え、魚価も低迷傾向にあるなど、水産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このように水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、水産物の安定供給のため、水産資源の保護・繁殖を行い、地産地消や魚食普及の推進に努めることにより魚の消費を拡大し、漁業経営の安定と向上を図るとともに、後継者の確保、育成に努めることが必要となっています。

今後、漁業生産活動の基盤となる漁港施設の老朽化が、著しく進行していくことから、機能性や安全性を確保しなければなりません。また、排水施設の整備などにより生活環境の向上と公共用水域の水質改善等を図る必要があります。

施策の基本方針

水産業の振興を図るため、「つくり育てる漁業」への転換を推進するとともに、魚の消費拡大を図り、漁業経営の安定化と漁業後継者の確保及び育成に努めます。また、漁港施設の機能確保及び生活環境の整備を推進します。

市民満足度指標

市 民 満 足 度 指 標	現 状 (平成22年)	目 標 (平成32年)
「水産物が安定して供給され、魚の消費拡大が進められている」と思う市民の割合	33%	55%

目標指標

目 標 指 標	現 状 (平成21年度)	中 間 (平成27年度)	目 標 (平成32年度)
漁港機能保全整備箇所数(延べ数)	—	1漁港	2漁港

※7漁港 富海、牟礼、中浦、西浦、大道、向島、野島の7漁港のこと。

※沿岸漁業 陸から比較的近い沿岸部で行われる小規模な漁業。

※公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠(こうきょ)、灌漑用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし下水道法に規定される「公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているもの(流域下水道に接続する公共下水道を含む)」は公共用水域から除外。

●施策の展開

①水産業生産力の強化

②水産基盤の整備

【施策の展開】

①水産業生産力の強化

漁業就業者を確保するため、関係機関と連携し、新規漁業就業者、漁業後継者の育成、定着を図ります。

水産資源の確保及び安定供給を図るため、種苗の中間育成[※]、放流を推進するとともに、漁場環境の整備を推進します。

魚の消費拡大を図るため、魚食普及や地産地消の啓発を関係機関と連携して実施します。

＜主な取組＞◆新規漁業就業者、漁業後継者の育成、定着 ◆栽培漁業の推進 ◆漁場環境の整備
◆魚食の普及 ◆地産地消の啓発

②水産基盤の整備

水産物供給基盤を充実させるため、老朽化した漁港施設の補強補修を行い、施設機能を確保します。

生活環境の向上と公共用水域の水質改善を図るため、排水施設の整備などを推進します。

＜主な取組＞◆漁港施設の整備、充実 ◆生活環境の整備、充実

※中間育成 卵からかえったばかりの小さな魚は、そのまま放流しても、食害等によりなかなか効果が得られないため、人の手により、高い放流効果を得ることのできる大きさまで育てること。

施策

4-4 工業の振興

現状と課題

本市の臨海部には、自動車関連を中心に大規模工場が集積しており、製造業を中心とした工業が、経済の安定的な発展を支える重要な役割を担っています。今後も、工業の成長を持続させていくためには、基幹産業の振興に加え企業誘致を推進し、新たな産業の導入に向け企業の内発展開[※]などを支援することが必要です。

また、重要港湾三田尻中関港は、背後圏の多様な産業集積により、県央部における産業拠点港湾として、国内はもとよりアジアやヨーロッパなどの諸外国との経済交流が展開され、本市の産業を支える重要な役割を担っています。このことから、国際貿易港として、輸送船舶の大型化や各種の物流需要に対応するとともに、物流の円滑化を図るための機能の強化が望まれています。

施策の基本方針

企業ニーズや企業動態の把握を行い、基幹産業の振興、市内に根付く企業の体質強化や新規事業展開を支援するとともに、企業誘致を推進します。さらに、新たな産業の導入に向けた取組を推進します。また、国や県などと連携し、物流関係施設の整備の促進などにより物流機能の強化を図ります。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状(平成22年)	目標(平成32年)
「企業の生産活動が活発に行われている」と思う市民の割合	22%	45%

目標指標

目標指標	現状(平成21年度)	中間(平成27年度)	目標(平成32年度)
企業誘致優遇措置指定件数(年間)	3件	4件	5件
売れるものづくり事業による新製品開発着手等事業者数(延べ数)	12社	35社	50社

※内発展開 新産業の創出や既存産業の高度化などを通じた創造的な企業展開。

●施策の展開

①企業誘致の推進

②地場産業・既存企業・中小企業の育成

③新たな産業の育成

④物流機能の充実

【施策の展開】

①企業誘致の推進

産業の振興と雇用の安定を図るため、国や県、各種団体などとの連携を強化し、企業誘致のための支援態勢を整えるとともに、本市の産業、地域資源及び支援策等の幅広い情報の提供を行います。

また、企業の未利用地の有効利用を促進するとともに、関係機関と連携し、企業用地の確保に努めます。

＜主な取組＞◆誘致活動の充実 ◆企業誘致優遇措置の充実 ◆企業用地の確保

②地場産業・既存企業・中小企業の育成

基幹産業の振興、市内に根付く企業の体質強化や新規事業展開等の支援に努めます。また、生産性の向上や高付加価値化の実現に向け、企業ニーズを把握し、企業間及び関係機関との連携による共同研究や新商品等の開発及び販路拡大の促進に努めます。

次代を担う人材の育成や確保のため、[※]インターンシップの支援を進めます。

＜主な取組＞◆企業ニーズ等の把握 ◆企業の育成 ◆連携の促進 ◆[※]地場産業振興センターが行う関連事業への支援

③新たな産業の育成

新たな産業の創出を促し、産業構造の多様化を図るため、既存企業の内発展開や新たな産業の導入に向けた企業誘致を推進し、今後の成長が期待される産業の育成に努めます。

＜主な取組＞◆新たな産業の育成 ◆規制緩和に関する特例措置等の活用

④物流機能の充実

物流機能の向上と業務の効率化を図るため、「[※]三田尻中関港港湾計画」に基づき物流関係施設の整備と利用の促進に努めます。また、新規コンテナ航路の開設などによる物流ネットワークの充実を図ります。

＜主な取組＞◆物流関係施設の充実 ◆物流ネットワークの充実

※インターンシップ 学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

※地場産業振興センター (財)山口・防府地域工芸地場産業振興センター(愛称：デザインプラザHOFU)の略称。地域産業の振興を支援する機関として、地域資源を活用した新規事業展開や商品開発、販路開拓などの支援事業を実施している。

※三田尻中関港港湾計画 重要港湾三田尻中関港における、物流、交流、環境、安全の4つの機能を融合させた活力と魅力のあるみなどを目指すために策定された平成30年代前半を目標年次とする山口県の港湾計画。

施策

4-5 商業・サービス産業の振興

現状と課題

本市の商業は平成3年以降、小売業における小規模な事業所の減少と卸売業全体における従業員数の減少によって、事業所数と従業者数が共に減少傾向にあります。また、市外から進出する大規模小売店舗をはじめとする商業やサービス業の多くが、市周辺部へ出店していることから、中心市街地の空洞化が進み、商店街では空き店舗が目立ちます。

商業・サービス産業の振興を図るためには、市内の商業やサービス業の魅力を高めるとともに、大規模小売店舗と商店街の共生、公共施設等と商店街の連携などによって中心市街地における商業やサービス業の均衡ある発展を推進し、中心市街地の活性化を図ることが必要です。また、今後の成長が見込まれるサービス産業の誘致や育成を推進していくための適切な支援を行っていくことが必要です。

施策の基本方針

関係機関との連携のもと商業・サービス産業の育成支援を進めるとともに、魅力ある商店街の形成、大規模小売店舗や公共施設等との連携などによる回遊性の向上により中心市街地の活性化に努めます。

また、今後の成長が見込まれるサービス産業の誘致や育成を推進していくための体制の充実に努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状(平成22年)	目標(平成32年)
「商業活動が活発に行われ、身近な場所でさまざまな商品を購入したり、サービスを受けたりすることができる」と思う市民の割合	28%	50%

目標指標

目標指標	現状(平成21年度)	中間(平成27年度)	目標(平成32年度)
中心市街地の商店街空き店舗対策出店数(延べ数)	5店	20店	30店
中心市街地の1日の通行量(休日)	10,415人	12,000人	13,500人

●施策の展開

①経営基盤の充実

②商店街の活性化

③中心市街地の活性化

④サービス産業の育成

【施策の展開】

①経営基盤の充実

関係機関と連携し市制度融資[※]をはじめ経営指導・相談体制などの支援体制を充実させ、経営能力の向上と経営体質の強化を図ります。

＜主な取組＞◆相談支援体制の充実

②商店街の活性化

関係機関と連携を取りながら、後継者及び新規開業者の育成を図ります。また、個々の店舗の魅力の向上を目的とした事業や商店街の回遊性を高めるための空き店舗対策など魅力ある商店街づくりを支援します。

＜主な取組＞◆後継者及び新規開業者の育成 ◆魅力ある商店街づくりの支援

③中心市街地の活性化

防府商工会議所と連携し、にぎわいを創出する活動を支援するとともに、中心市街地への事業所の誘導を図ります。

また、大規模小売店舗や商店街、公共施設等の連携を図り中心市街地における回遊性の向上に努めます。

＜主な取組＞◆にぎわいの創出活動の支援 ◆事業所設置優遇措置の充実 ◆商業等の活性化に関する計画の策定

④サービス産業の育成

今後の成長が見込まれるサービス産業の誘致や育成を行うとともに、事業所の誘導に向けた支援の充実を図ります。

＜主な取組＞◆新規事業展開の促進 ◆産学公の連携の強化 ◆地場産業振興センター等の関係機関との連携強化

※市制度融資 中小企業の安定した経営を図るため、事業に必要な資金を低金利で貸し出す融資制度。
市と信用保証協会、取扱金融機関が協調して行う。「防府市中小企業振興資金融資制度」のこと。

施策

4-6 観光の振興

現状と課題

本市は豊かな自然や歴史的、文化的遺産、由緒ある祭りや伝統行事など多岐にわたる観光資源を有し、最近では「はも料理」などの開発・宣伝の取組により「食」を含めた観光も注目されています。

しかしながら、近年の観光客数は、70万人程度で推移しており、観光客数の増加には結びついておらず、観光資源を十分に活用できているとはいえない状況にあります。

このような中、観光客を受け入れる拠点施設として平成22年4月に、防府市観光交流・回遊拠点施設「防府市まちの駅うめてらす」を開館し、観光に関する情報発信の強化、おもてなしの向上、拠点施設から市内への回遊性を高めるための観光ネットワークの整備など、新たな取組を進めています。

観光は、団体旅行から個人(小グループ)旅行、参加体験型の旅行への移行、観光客の国際化など、その内容が一層活発化、多様化しており、これら観光ニーズの変化に対応することが重要となっています。そのため、魅力ある観光地づくりや観光ホスピタリティの向上に向けたさらなる取組が必要です。また、観光ネットワークの整備をはじめとする「まちの駅」の取組の充実・強化に加え、新たな観光客層の開拓や観光客の滞在時間、観光消費額の増加を促す「防府ならではの」体験や交流メニューの開発、地場産品の販売や地元の食材を使った食事の提供など、観光事業推進団体や民間事業者との連携した取組が必要となっています。

施策の基本方針

本市の豊かな自然や歴史的、文化的遺産等の観光資源の魅力を高める取組を行うとともに、「おもてなしの心」で観光客を受け入れる体制の強化を図ります。

また、観光客の回遊性の向上と滞在時間の増加を図るため、民間事業者等と連携し、観光ネットワークの整備を進めるとともに、体験、交流型の観光メニュー開発への取組を進めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状(平成22年)	目標(平成32年)
「まちの資源を活かした、魅力的な観光地となっている」と思う市民の割合	17%	40%

目標指標

目標指標	現状(平成21年度)	中間(平成27年度)	目標(平成32年度)
観光客数(年間)	678,000人	1,000,000人	1,200,000人
防府市観光ネットワーク加盟店数(年間)	22店	30店	40店

※観光ネットワーク 防府市まちの駅「うめてらす」と連携して、観光客などをおもてなしする店舗や施設の協力網のこと。現在、「うめてらす」周辺の店舗等で構成された「うめてらすネットワーク」と市内全域を22の店舗や施設で網羅する「防府市観光ネットワーク」の2つの組織がある。

※観光ホスピタリティ 観光客に対する心のこもったおもてなしのこと。

●施策の展開

①観光地づくり

②宣伝・受入れ体制の充実

③市内周遊観光の促進

【施策の展開】

①観光地づくり

四季折々の豊かな自然、数多くの史跡・文化財、産業などの既存観光資源を活用するとともに、未活用の歴史、文化、自然資源を再評価し、観光の多様性の創出や充実を図りながら、本市の特性を活かした観光振興に努めます。

また、伝統的な祭り、イベント等を観光資源として活用するとともに、本市全域を魅力ある観光地として形成するために、関係機関と連携した取組に努めます。

＜主な取組＞◆観光資源の活用 ◆魅力の創造

②宣伝・受入れ体制の充実

防府市観光協会をはじめとした観光事業推進団体の育成に努めるとともに他の自治体との広域連携を通じて、観光宣伝の強化や観光イベントの振興を図ります。

また、観光ホスピタリティ向上のための研修を充実させ、観光を担う人材の育成や観光ボランティアガイドの資質の向上を図ります。さらに、民間事業者と連携し、「防府市まちの駅うめてらす」を中心として市内全域に展開するおもてなしのネットワークの整備、充実に努めます。

また、観光施設の利便性を高めるための整備、充実に努めます。

＜主な取組＞◆観光事業推進団体の充実 ◆広域連携の充実 ◆観光ホスピタリティの向上
◆観光ネットワークの整備、充実 ◆観光施設の整備、充実

③市内周遊観光の促進

観光客の滞在時間、観光消費額の増加を図るため、観光事業推進団体や民間事業者と連携し、「食」、「体験」、「交流」をともなう観光コースの開発を推進します。

＜主な取組＞◆観光コースの開発 ◆旅行商品化の促進 ◆観光ネットワークとの連携

関連計画

・防府市観光振興基本計画（H23年度～H27年度）〔観光振興課〕

施策

4-7 労働環境の向上

現状と課題

産業構造の変化や経済のグローバル化の進展にともない、非正規雇用が増加するなど雇用形態に変化がみられる中、雇用情勢は景気の動向に左右され、全国的に引き続き厳しい状況にあります。本市においても同様の状況にあり、雇用の確保の支援が求められています。これに加え、近年、若年層の雇用情勢が悪化しており、その対応が求められています。

また、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、人々の就労意識も変化してきており、人生の各ステージに応じた多様な働き方が選択できる、労働環境の整備が求められています。

労働環境については、事業所間の格差が依然として大きいため、職場の安全環境の整備、女性やパートタイマーの労働条件の改善など、快適に働ける環境の整備が必要となっています。さらに、勤労者の生活の安定のため、共済制度や融資制度の普及に努める必要があります。

施策の基本方針

就業機会の拡大や若者等への就業支援など、雇用の安定に努めるとともに、勤労者が安心して快適に働ける労働環境を整備するなど、勤労者福祉の向上を図ります。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状 (平成22年)	目標 (平成32年)
「働く場所がたくさんあり、働きやすい環境が整っている」と思う市民の割合	8%	30%

目標指標

目標指標	現状 (平成21年度)	中間 (平成27年度)	目標 (平成32年度)
就業サポーター [※] (ほうふ若者サポートステーション登録者) 進路決定率	50%	60%	70%

※ほうふ若者サポートステーション 厚生労働省の委託事業であるニート等の若者の職業的自立を支援する地域若者ステーション事業を行う実施主体。

●施策の展開

①雇用の安定

②勤労者福祉の向上

【施策の展開】

①雇用の安定

雇用の安定と促進を図るため、国（職業安定所）や県、企業などと連携を図りながら就業機会の拡大に努めます。

また、若年層等に対し、関係機関と連携した職業的自立支援などを行い就業の促進を図ります。

＜主な取組＞◆就業機会の拡大 ◆職業的自立の支援

②勤労者福祉の向上

正規雇用の勤労者のみならず非正規雇用の勤労者の安全確保や健康維持など働く環境の充実のため、関係機関と連携し労働条件や労働安全衛生対策等の改善を促進します。

また、中小企業は、労働条件などにおいて大企業との格差があることから、勤労者の福祉の向上と生活の安定を図るため、勤労者のための福祉共済制度や中小企業退職金共済制度、労働福祉金融制度の普及に努めます。

＜主な取組＞◆労働条件、安全衛生対策等の改善促進 ◆労働団体への支援 ◆福祉共済制度など各種制度の普及促進

